

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		標準負担額減額の特例
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第26条の5第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第26条の5 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、食事療養減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号  (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地  (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額  (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間  (5) 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかつた理由  (6) 被保険者証の記号番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>省令第26条の5第1項中「食事療養減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるとき」については</p> <p>1 単独世帯による緊急入院のため、提出ができなかつた場合  2 入院日数90日超えの長期該当における食事療養減額認定を申請した月の月初から月末までに係る食事療養費の支給</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)